湘南港駐車場管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、湘南港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定める ものとする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、この規程を遵 守しなければならない。

(開場時間)

第3条 駐車場の開場時間は、午前5時から午後9時30分までとする。ただし、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することがある。

(供用の休止等)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車(以下「車輌」という。)の退避等を行うことがある。
 - (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し、又 は発生するおそれがあると認められる場合
 - (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
 - (3) その他駐車場の管理上特に必要があると認められる場合

(駐車できる車輌)

第5条 駐車場に駐車することのできる車輌は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する 休日における大型自動車及び大型特殊自動車の利用は認めない。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

- 第6条 利用者は駐車場入口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。
 - 2 利用者は出庫しようとするときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、 出庫しなければならない。
 - 3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第7条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させること がある。

(駐車場内の通行)

- 第8条 利用者は、駐車場の車輌通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 速度は8km毎時を超えないこと
 - (2) 追い越しをしないこと
 - (3) 駐車位置を離れる車輌の通行を優先すること
 - (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること

参考資料10-1

(5) その他係員の指示に従うこと

(遵守事項)

- 第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 所定の位置以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと
 - (2) ごみは持ち帰ること
 - (3)場内、又は車内で宿泊しないこと
 - (4) 場内で車輌の洗浄はしないこと
 - (5)場内の施設、他の車輌に損傷を与え、又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること
 - (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車 内に放置しないこと
 - (7)場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行 為をしないこと
 - (8) その他業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

- 第10条 管理委託者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各 号に該当する場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輌を退出させることがあ る。
 - (1) 駐車場の施設、又は車輌を毀損、又は汚損するおそれがあるとき
 - (2) 有毒物、又は爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
 - (3) 著しい騒音、又は臭気を発するとき
 - (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、 若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき
 - (5) その他、駐車場の管理上支障があると認められたとき

(出庫拒否)

- 第11条 管理受託者は、次の場合には駐車した車輌の出庫を拒否することがある。
 - (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき
 - (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき
 - (3) この規程第12条に規定する措置を取るため必要があるとき

(事故に関する措置)

第12条 管理受託者は、駐車場において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは 速やかに必要な措置を行うものとする。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1車輌につき次の通りとする。

車両の種類		
原動機付自転車及び二輪自	普通自動車	大型自動車
動車	自地口到中	八生日勤早
(港湾施設利用者)	(港湾施設利用者)	(港湾施設利用者)
1時間につき150円。ただ	1時間につき300円。ただし、	1時間につき600円。ただ
し、1回の駐車時間が2時	1回の駐車時間が2時間を超	し、1回の駐車時間が2時間
間を超えるときは、1回に	えるときは、1回につき800円	を超えるときは、1回につき
つき400円とする。	とする。	1,600円とする。
(その他の者)	(その他の者)	(その他の者)
1時間につき150円。ただ	1時間につき300円。ただし、	1時間につき600円。ただ
し、1回の駐車時間が4時	1回の駐車時間が4時間を超	し、1回の駐車時間が4時間
間を超えるときは、1回に	えるときは、1回につき1,500	を超えるときは、1回につき
つき750円とする。	円とする。	3,000円とする。

- 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
- 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 3 港湾の設置及び管理用に関する条例の施行等に関する規則で定める開場時間 を過ぎて、翌日の開場時間までに駐車したときは2回分の料金とする。
- 4 港湾施設利用者とは、港湾の設置及び管理等に関する条例第4条第1項第1号に掲げる施設(臨港道路附属駐車場を除く。)の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者(港湾の設置及び管理等に関する条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。)で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 5 普通自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。以下この表において同じ。)でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 管理受託者は、その責に帰すべき事由により車輌を滅失し、毀損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条の規定にかかわらず、管理受託者は駐車場に駐車中の車内に留置された 貴重品その他の物品が滅失、毀損又は汚損した場合の損害については賠償しな い。

(車輌又は利用者の損害に関する免責)

第17条 管理受託者は、次の事由、その他管理受託者の責に帰することのできない事

由によって生じた車輌、又は利用者の損害については賠償しない。

- (1) 天災地変、その他不可抗力による事故
- (2) 当該車輌、その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物 の性質による事故
- (3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は故意、又は過失により駐車場の施設、又は他の利用者の車輌等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

改正施行 平成25年4月1日